

新座市地域自立支援協議会運営要領

(平成31年1月11日総合福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市地域自立支援協議会条例（平成26年新座市条例第8号。以下「条例」という。）第1条に規定する新座市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会を置くとともに、条例第2条の事務を行うに当たり必要があると認めるときは、協議会に諮って、専門部会を設置することができる。

2 協議会、運営委員会及び専門部会の事務局は、総合福祉部障がい者福祉課に置く。

(運営委員会)

第3条 運営委員会は、協議会の議題の調整及び専門部会間の調整を行う。

2 運営委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）、副会長、専門部会の代表及び新座市基幹相談支援センターの代表で構成する。ただし、協議会の委員に限る。

3 運営委員会の会議は、事務局が招集し、議事を進行する。

4 事務局は、運営委員会の議事録を作成し、運営委員会の構成者に送付する。

(専門部会)

第4条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員のほか、その課題に関連すると協議会が認める関係機関の職員で構成する。

2 専門部会は、その代表として部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。ただし、部会長においては、協議会の委員に限る。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 専門部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、専門部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

5 専門部会は、事務局と会議内容を調整した上で、部会長が招集し、議事を進行する。

6 事務局は、専門部会の議事録を作成し、部会長は、作成された議事録を部会員に送付する。

(秘密の保持)

第 5 条 協議会の委員、運営委員会の構成者、専門部会の参加者及び事務局は、協議会、運営委員会及び専門部会の会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 11 日から実施する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日総合福祉部長決裁)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。